

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 適性試験及び講習の日時、会場

月 日	受付時間	開始時間	会場及び所在地	対象地域	申請期間
6月7日(木)	午後1時	午後1時30分	荒川地区公民館 (村上市羽ヶ榎104-25)	村上市(旧荒川町、旧神林村)、関川村	5月1日(火) ～5月23日(水)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	長岡市(旧中之島町、旧三島郡、旧小国町、旧栃尾市、旧川口町以外)	
			ハートピア中郷 (上越市中郷区二本木1763)	上越市中郷区、板倉区、妙高市	
			巻地区公民館 (新潟市西蒲区巻甲635)	新潟市西蒲区	
6月12日(火)	午後1時	午後1時30分	南魚沼市ふれ愛支援センター (南魚沼市坂戸399-1)	南魚沼市、湯沢町	5月7日(月) ～5月28日(月)
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市北区	
6月20日(水)	午後1時	午後1時30分	長岡地域振興局 (長岡市沖田2-173-2)	長岡市(旧三島郡、旧川口町)、小千谷市、出雲崎町	5月11日(金) ～6月5日(火)
			小出郷福祉センター (魚沼市井口新田267)	魚沼市	
			大潟コミュニティプラザ (上越市大潟区土底浜1081)	上越市柿崎区、吉川区、大潟区、頸城区、上越市直江津地区	
6月23日(土)	午後1時	午後1時30分	新発田市生涯学習センター (新発田市中央町5-8-47)	新発田市、聖籠町	5月15日(火) ～6月8日(金)
6月24日(日)	午後1時	午後1時30分	燕市吉田公民館 (燕市吉田大保町22-1)	燕市、弥彦村	
6月28日(木)	午後1時	午後1時30分	村上市民ふれあいセンター (村上市岩船3270)	村上市(旧村上市、旧朝日村、旧山北町)	5月21日(月) ～6月13日(水)
			十日町地域地場産業振興センター (十日町市本町6の	十日町市、津南町	

			1-71-26)		
			柏崎エネルギーホール (柏崎市駅前2-2-30)	柏崎市、刈羽村	
			アミューズメント佐渡 (佐渡市中原234-1)	佐渡市	
7月6日(金)	午後1時	午後1時30分	阿賀町公民館 (東蒲原郡阿賀町鹿瀬8985-1)	阿賀町	5月28日(月) ~6月21日(木)
			加茂市役所 (加茂市幸町2-3-5)	加茂市、田上町	
			糸魚川地域振興局 (糸魚川市南押上1-15-1)	糸魚川市	
			白根カルチャーセンター (新潟市南区上下諏訪木1775-1)	新潟市南区	
7月25日(水)	午後1時	午後1時30分	胎内市産業文化会館 (胎内市新和町2-5)	胎内市	5月31日(火) ~7月10日(火)
			長岡地域振興局 (長岡市沖田2-173-2)	長岡市(旧中之島町、旧小国町、旧栃尾市)、見附市	
7月29日(日)	午後1時	午後1時30分	ワークパル上越 (上越市下門前477)	上越市直江津地区、上越市高田地区、上越市三和区、清里区	6月19日(火) ~7月13日(金)
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市西区	
8月7日(火)	午後1時	午後1時30分	五泉市福祉会館 (五泉市太田1092-1)	五泉市	6月28日(木) ~7月23日(月)
			三条市中央公民館 (三条市元町13-1)	三条市	
			安塚コミュニティプラザ (上越市安塚区安塚777)	上越市浦川原区、大島区、安塚区、牧区	
			新津健康センター (新潟市秋葉区程島1979-4)	新潟市秋葉区	
8月26日(日)	午後1時	午後1時30分	阿賀野市水原保健センター	阿賀野市	7月17日(火) ~8月10日(金)

			(阿賀野市岡山町10 -15)		
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1 -1)	長岡市、小千谷市、見附市、 出雲崎町	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光 町4-1)	新潟市東区、中央区、江南 区	
9月11日(火)	午後1時	午後1時30 分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1 -1)	全県	8月2日(木) ~8月27日(月)

2 受講対象者

平成27年度に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許更新手数料(新潟県収入証紙2,900円)を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書(アの許可を受けていない者)

アの銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書(①統合失調症、②そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、③てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。))及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

1の受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部で受講しようとする者は、管轄する地域振興局健康福祉(環境)部に、県庁で受講しようとする者は、新潟県県民生活・環境部環境企画課に、講習日の40日前から15日前までに提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場で受講すること。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課(025(280)5152)に問い合わせること。